

令和7年2月26日（水）

MOU連絡会

-通達改正について-

門司税関 監視部
保税地域監督官（総括・許可）

1 保税制度のあり方に関する基本方針

保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応するためには、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の徴収」「貿易の円滑化」を踏まえ、厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図ることが求められる。

また、保税制度の利活用による企業の国際競争力の強化や地域経済の活性化等を通じ、我が国経済に貢献するとの観点も重要である。経済連携協定等が進展する中、我が国が目指すべき国際物流の方向性も踏まえ、その受け皿となるような制度・運用が求められる。

こうした認識のもと、次の3点を保税制度のあり方に関する基本方針とする。

保税制度のあり方に関する基本方針

1 利用者の利便性向上

保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。



2 保税制度の利活用促進

我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

3 厳格な水際取締り

保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

2 基本通達等の改正

【関税法基本通達】

34の2-4	電磁的記録による帳簿の保存
38-1	協議又は承認を要する行為の意義
42-14	延べ面積の算定の方法
42-17	注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び 購入の申込みがあった貨物の通関等
44-3	改築移転その他の工事の取扱い
62の3-6	購入の申込みがあった展示物品の通関
62の3-9	空容器等の搬出入の取扱い
63-5	保税運送の申告手続
63-22	包括保税運送の承認要件
63-24	包括保税運送貨物を運送する際の手続等

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて】

2-1	保税運送貨物の発送手続
4-1	個別運送貨物の発送手続
6-1	特定保税運送貨物の発送手続

2 基本通達等の改正

基本通達①

34の2-4（電磁的記録による帳簿の保存）



バックアップデータの保存について、クラウドサービス（NACCSの保税管理資料保管サービス）を含む）を利用することを妨げない旨明記した。

Point

- 保税台帳について、別途、バックアップデータを保存することにより、情報の消滅が無いよう十分な措置をとること。
⇒従来と変更なし。
- バックアップデータについては、クラウドサービス等のデータ保管サービスを利用することが可能となった。
⇒バックアップデータの媒体として、フロッピーディスク、USBメモリ等の電磁的記録媒体の他に、**クラウドサービス等のデータ保管サービスを利用**することが可能となった。

2 基本通達等の改正

基本通達②

4 2 - 1 4 (延べ面積の算定の方法)



不動産登記等により作成された図面において延べ面積が明らかな場合は、当該延べ面積に基づき算定できることを明示した。

Point

- 許可申請書に添付された保税蔵置場の図面又は当該許可申請に係る建設物等の不動産登記にあたり作成された図面において延べ面積が明らかな場合は、当該延べ面積に基づき算定することができるようになりました。

【参考】延べ面積の算定方法

- (1) 原則、建築基準法の規定に基づく延べ面積の算定方法により計算。
- (2) 石油タンク、ガスタンク、パイプライン又は穀物サイロ等は水平投影面積。
※円形タンクの場合は、外壁までの半径の2乗に円周率を乗じたもの。
- (3) 個々の独立した部分の面積を算定する際の長さは、メートルを単位として小数点以下第2位までの数値(端数切捨て)を求め、算出した面積の数値に小数点第3位以下の数値があるときは、その端数は切り捨てる。
- (4) 2以上の独立した部分(建物、タンク、土地等)がある場合は、各部分の延べ面積を合算して、全体として保税蔵置場の延べ面積を算出する。合算の結果、1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

2 基本通達等の改正

基本通達③

44-3 (改築移転その他の工事の取扱い)



保税蔵置場等の工事について、届出が不要なものを具体的に明示した。

災害復旧のための緊急的な工事については、事前連絡することにより工事着手後に届出を行うことができることを明示した。



Point

- **第44条第1項に規定する改築、移転その他の工事（届出が必要）**
 - (1) 保税蔵置場内の外国貨物又は輸出しようとする貨物の管理、保管に関する設備を現状から変更する工事**
 - (2) 前記43-1(3)に規定する措置の内容を現状から変更する工事**

- ※ 1 (届出不要) 工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであって、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なもの（例えば、塗装、ライン引き、屋根及び壁面等の補修、設備の維持管理のための（保守点検、機器の交換等。）
- ※ 2 (事後提出) 災害復旧等のため緊急を要する工事については、あらかじめ税関に連絡の上、当該工事着手後に届出を行って差し支えない。

2 基本通達等の改正

【参考1：届け出を**必要**とする工事と必要としない工事】

工事届を必要とする工事	工事届を必要としない講じ
<ul style="list-style-type: none">○管理、保管に関する設備を変更する工事<ul style="list-style-type: none">・ タンク、ラックや什器、保冷設備や定温設備、荷役機械の設置、移設、撤去工事・ 上記の工事を付随的に発生させる耐震工事や補強工事、配管工事等○保全のための措置の内容を変更する工事<ul style="list-style-type: none">・ 保税蔵置場のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事・ 保税蔵置場の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラその他の機械警備を含む。）の実施、変更、撤去に係る工事・ 保税蔵置場の門扉、シャッターの更新工事	<ul style="list-style-type: none">・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し・ 雨漏りが発生した屋根、庇の補修・ 破損、劣化したフェンスの補修、交換・ 保税地域内に設置された設備（エレベーター、配電盤、消防設備等）の定期点検・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換（LEDライト等への変更を含む。）及び故障した設備の部品交換作業・ 植栽の管理作業、防虫作業、清掃作業

2 基本通達等の改正

基本通達⑧

63の5（保税運送の申告手続）



申告価格の記載を省略した場合で、運送期間の経過により関税を徴収することとなったときには、価格に関する資料を提出させることを明示した。

価格の記載省略を認める運送の申告者を明示した。

Point

○ 記載の省略を認める保税運送

イ 同一市町村内の運送

□ 保税地域の被許可者若しくは貨物管理者、通関業者又は船会社を運送申告者とするコンテナ詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）の保税運送

ハ 保税地域の被許可者若しくは貨物管理者、通関業者又は船会社若しくは航空会社を運送申告者とする仮陸揚貨物の保税運送

ニ その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の保税運送

2 基本通達等の改正

基本通達⑨

63の22（包括保税運送の承認要件）



包括保税運送の承認要件に定められている承認を行うことができる者に、「貨物管理者」を追加した。

Point

- 一括して保税運送の承認を行うことができる者
- イ 保税地域の被許可者**又は貨物管理者**

□ 通関業者

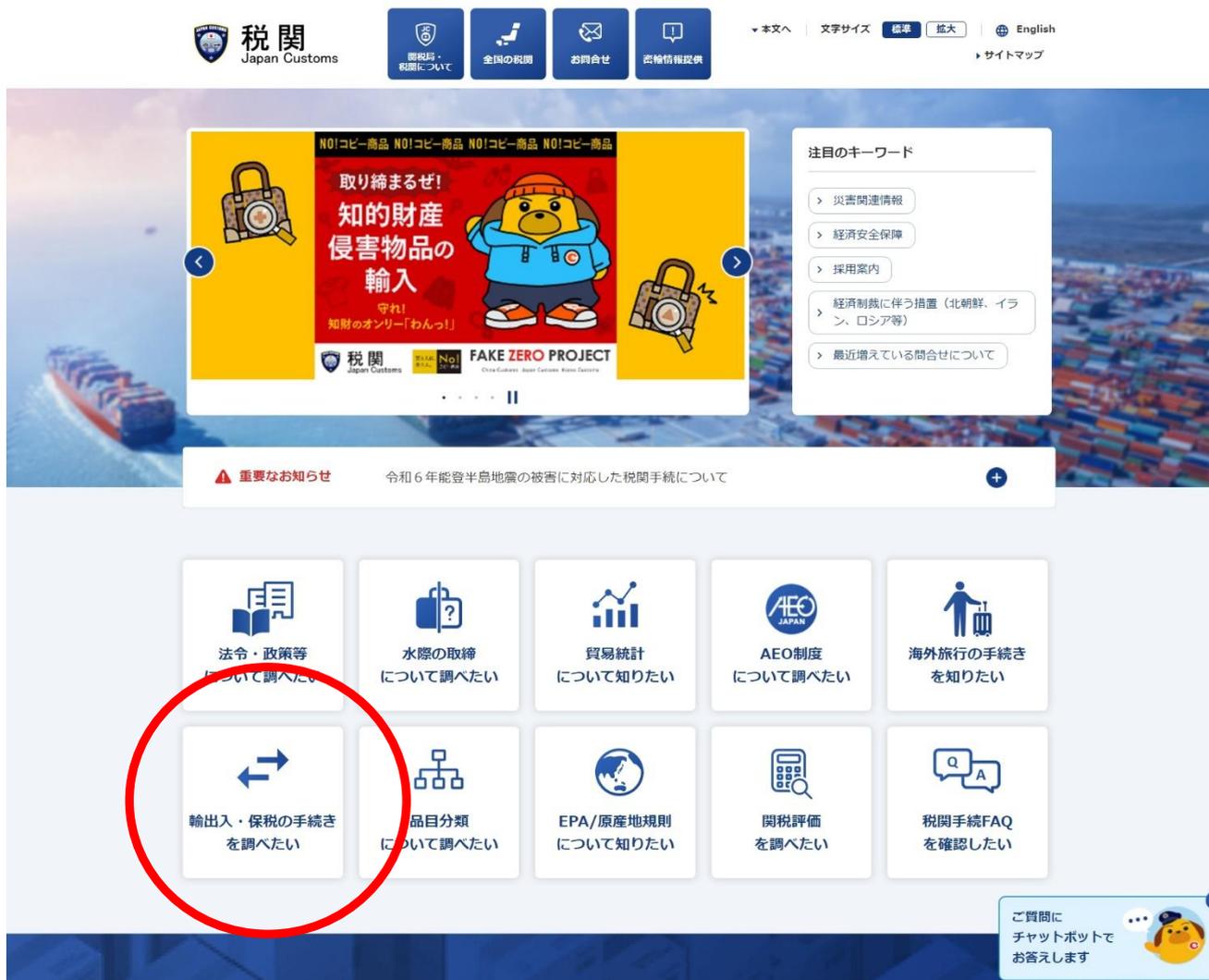
ハ その他、税関手続に関する十分な知識を有する者で、税関長が**適当と認める者**

【参考】貨物管理者とは

「貨物管理者」は、関税法第41条の2（外国貨物の搬入停止等）の第1項に「税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。）とあり、基本通達41の2-1では、「外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、記帳義務及び関税を納付する義務を負うものをいう。」と、規定されています。

3 保税ポータルについて

1



税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp>

3 保税ポータルについて

2



輸出入・保税の手続きを調べたい

輸出入の手続きトップ	>	品目分類及び税率	>	原産地規則認定	>
関税評価（課税価格）	>	個人通関の取扱い	>	保税ポータル	>

× 閉じる

3

保税ポータル



お知らせ

- 2024年7月1日 【お知らせ】 保税制度をご利用されているみなさまへ
- 2024年7月1日 【お知らせ】 保税地域における工事の際の手続きについて
- 2024年6月14日 「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました

コンテンツ一覧



よくあるご質問



保税地域一覧表



保税地域の許可を受けるには



参考資料



国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について



保税に関するご意見募集